

輸出しようとする郵便物に関する通関業務規約

【総則】

第1条 日本郵便株式会社(以下「当社」といいます。)は、本規約により、輸出しようとする郵便物の差出人(以下「お客さま」といいます。)の依頼によって当該郵便物に係る輸出申告及びこれに関連する通関手続の代理又は代行をする役務を提供します。

2 本規約に定めのない事項については、郵便に関する条約、法令又は一般の慣習によります。

3 当社は、一定の予告期間をもって当社ホームページに掲載する方法その他当社が適当と認める方法を用いてお客さまに通知することにより、本規約を変更することができるものとします。

第2条 本規約により当社が行う通関手続の範囲は、輸出しようとする郵便物の関税法に基づく輸出申告及びこれに関連する通関手続(以下「輸出申告手続」といいます。)とします。この場合において、必要とされる他の法令上の許可、承認、証明書等の取得等の手続及び減免税手続、ATAカルネを使用した簡易通関手続その他特殊な通関手続は、輸出申告手続に含まないものとします。

第3条 お客さまは、本規約により当社が行う輸出申告手続の代理又は代行をする役務(以下「輸出通関業務」といいます。)を利用しようとするときは、郵便物の差出しの都度、当社所定の通関委任状を提出していただきます。この場合において、お客さまは、当社に対し、次の権限を委任していただきます。

(1) 通関業法第2条第1号に規定する通関業務に関すること。

(2) 通関業法第7条に規定する関連業務に関すること。

2 輸出通関業務の利用の契約は、お客さまが当社国際郵便約款の定めるところにより郵便物を差し出し、前項の規定により適正な通関委任状を提出し、及び第13条第1項に定める料金を支払った時に成立します。この場合において、輸出通関業務の提供は、別途当社が明示的に定める場合を除き、全て当該契約の成立した時における本規約の規定によるものとします。

3 当社は、前項の規定により輸出通関業務の利用の契約が成立した場合には、輸出しようとする郵便物の内容品の合計価格にかかわらず、輸出申告手続を行うものとします。ただし、第10条又は第11条の規定により前項の通関委任状に基づく委任(以下単に「委任」といいます。)が解除されたときは、この限りではありません。

第4条 当社が輸出通関業務を提供する郵便物は、書留、保険付若しくは国際特定記録郵便とする通常郵便物、小包郵便物又は国際スピード郵便物とします。

【通関関係書類の記載・提出・内容品の確認】

第5条 お客さまは、税関告知書CN22又は税関告知書CN23及びインボイスに、輸出しようとする郵便物の内容品の全てについて、品名、数量、正味重量、総重量、価格及びFOB又はCIF等の費用負担条件その他輸出申告手続の適正かつ迅速な実施のため必要な全ての情報を正確に、かつ漏れのないように記載するものとします。

2 前項の場合において、お客さまは、その種類、扱いの区別(当社国際郵便約款第9条第3項の規定により行う航空扱い、SAL扱い又は船便扱いの区別をいいます。)、受取人及び前項の費用負担条件がいずれも同一の複数の郵便物を同時に差し出すときは、当該複数の郵便物について、インボイスを一件にとりまとめ、及び当社が指示するところにより、複数個口番号を表示していただきます。

第6条 輸出しようとする郵便物の内容品が第2条後段の他の法令上の許可、承認、証明書等の取得等の手続等を要するものである場合には、郵便物を差し出す前にお客さまにおいて当該手続を行い、必要な書類を当社に提出するものとします。

2 前項の書類の提出に係る費用は、お客さまに直接負担していただくものとします。

第7条 輸出申告手続の適正かつ迅速な実施のため、当社からお客さまに内容品の詳細を照会し、又は内容品説明資料、該非判定書(パラメータシート)その他の輸出申告手続に必要な書類の提出を要請する場合があります。

2 前項の場合において、お客さまは、当社が最初に同項の照会又は要請をした日の翌日から起算して1か月以内に、輸出の当事者として、責任ある回答をし、又は輸出申告手続に必要な書類を提出するものとします。

第8条 輸出申告手続のため、輸出しようとする郵便物(信書を除きます。)の内容品の点検が必要な場合は、当社より税関に対して当該郵便物の開披検査を求める場合があります。ただし、開披検査が行われた場合でも、当該郵便物が、郵便に関する条約並びに発送地、経由地及び名宛地とされる国の法令に違反しないことを保証するものではありません。

【輸出許可書】

第9条 輸出許可書は、お客さまに送付します。

2 お客さまは、輸出許可の日の翌日から起算して3年間に限り、当社に対し輸出許可書の写しの送付を請求することができます。

【委任の解除】

第10条 お客さまが第7条第2項の規定に違反した場合その他の当社による輸出申告手続の適正かつ迅速な実施が困難と判断される場合には、当社は委任を解除することができるものとします。委任を解除した場合、当社はお客さまにその旨を通知します。

第11条 お客さまは、当社への委任を解除しようとする場合は、通関事業所に連絡するものとし、税関への輸出申告書の提出前である場合に限り、当社は委任の解除に応じるものとします。

第12条 委任が解除されたときは、輸出申告が不要な郵便物として税関により簡易な通関手続が行われた場合又はお客さま若しくはその代理の通関業者が通関手続をして輸出許可された場合を除き、当該郵便物は、当社国際郵便約款の規定により、受取人に交付することができないものとして返還されるものとします。

【輸出通関業務の料金】

第13条 委任に係る料金(以下「輸出申告代行手数料」といいます。)は、輸出申告一件につき、2,800円とします。

2 輸出申告代行手数料は、現金で前払していただきます。ただし、当社国際郵便約款の規定により料金後納とする郵便物に係るものについては、料金後納とすることができるものとし、その料金支払方法、担保の提供、延滞利息等に関する条件については、郵便物を料金後納とする場合の例によります。

第14条 既に支払われた輸出申告代行手数料は、次に掲げる場合には、これを支払った日から1年以内において、これを支払ったお客さまからの請求があったときに、口座振込の方法又は株式会社ゆうちょ銀行が提供する通常現金払の方法により返還します。

(1) 第10条又は第11条の規定により委任が解除された場合

(2) 輸出許可を受ける前に郵便物を返還した場合((4)又は(5)に規定する場合を除きます。)

(3) 輸出許可を受けた後に郵便物を返還した場合(当社国際郵便約款第86条第1項に規定する取戻請求による場合その他お客さまが責任を負うべき事由がある場合を除きます。)

(4) 当社国際郵便約款第51条第1項の表中8から11までに掲げる場合

(5) 郵便物に関し、亡失若しくは全面的な損傷が生じ、又は国内において一部の亡失若しくは損傷が生じた場合

2 前項(5)に掲げる場合において、当社国際郵便約款の規定により当社が損害賠償をしなければならないときにおける同項の規定の適用については、同項中「これを支払った日から1年内」とあるのは「当社から損害賠償をする旨の通知を受けた日から6か月内」とする。

3 第1項の請求は、当社が指定するところにより、当社の事業所又は支社にこれをしていただきます。

【責任】

第15条 通関関係書類の不備、誤記若しくは虚偽の記載又は当社からの照会への不適切な回答若しくは回答の遅延その他のお客さまの責めに帰すべき事由がある場合には、輸出の不許可、送達の遅延その他お客さまに不利益又は損害が生じる場合であっても、当社は一切の責任を免れるものとします。

2 前項に規定する事由により輸出申告手続に関して当社に損害が生じた場合には、損害賠償請求をさせていただくことがあります。

第16条 第10条又は第11条の規定に基づき委任を解除した場合には、輸出申告手続に関してお客さまに生じる不利益又は損害について、当社は一切の責任を免れるものとします。

第17条 輸出申告手続に係る郵便物に関する責任は、本規約に定める事項を除き、当社国際郵便約款に規定する責任の範囲に限定されるものとします。